

「令和 6 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業」
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 6 月

甲斐市

1 事業名称

「令和6年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業」

2 事業目的

別紙「仕様書」のとおり

3 事業概要

(1) 事業内容：詳細については別紙「仕様書」のとおり

ア 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入

イ 公共施設の照明 LED 化

ウ 公共施設への電気自動車用充電設備の導入

いずれの場合もリース（維持管理、保守等を含む）により実施するものとし、ア～ウについて一括して提案募集をするものである

(2) 対象施設：別紙「仕様書」、参考資料等のとおり

※施設の事情などにより事業候補施設から除く場合がある

(3) 履行期間：

ア 太陽光発電設備：契約締結日から17年を経過した日以後における最初の3月31日まで

イ 照明LED化：契約締結日から15年を経過した日以後における最初の3月31日まで

ウ 電気自動車用充電設備：契約締結日から8年を経過した日以後における最初の3月31日まで

設備の導入は令和7年2月末までに行うこととする。

(4) リース料金限度額（履行期間内のリース料金総額 消費税及び地方消費税を含む）：246,127,000 円

(5) 交付限度上限額（消費税及び地方消費税を含まない）：188,680,000 円

※上限額は下記交付金を活用した場合の交付限度額

本事業は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）脱炭素先行地域づくり事業」を活用するものであり、国交付要綱、国実施要領等に沿ったものとする。なお、交付金の活用にあたっては、市から受託者に間接交付することから、受託者は市が定める「甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱」に基づき補助金交付に係る必要な手続きを行うものとする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

なお、本事業の契約はリース契約とし、設置設備種類毎（太陽光発電設備関係、LED改修関係、電気自動車用充電設備関係）に契約を締結するものとする。

（プロポーザル方式を採用する理由）

本事業は、多様な導入方法、機器、手法があるため、業者選定にあたっては価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、事業実施体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、事業予定者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。なお、この契約は、「甲斐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除できるものとする。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。なお、共同企業体で参加する場合は（12）の条件を満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- （2）国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- （4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- （5）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- （6）参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- （7）暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- （8）対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。

- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。
- (11) 国又は地方公共団体が発注する、本プロポーザル実施要領3事業概要(1)事業内容のアイウいずれかの事業に係るリース契約を令和元年度以降(過去5年間)に締結した実績を有していること。
- (12) (共同企業体のみ) 共同企業体を構成して参加する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
- ア 共同企業体の協定書内で、構成員において決定された代表者が明らかとなっていること。なお、公募への参加に関する権限は代表者に帰属するものとする。
- また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。
- イ 協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。
- ウ 共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の参加者(他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員)でないこと。
- エ 複数企業による共同企業体として公募に参加する場合は、共同企業体内の各構成員が上記(1)～(10)すべてを満たすこと。また、(11)については、代表者が満たしていること。

6 スケジュール

(1) 日程

項 目		期 限
1	実施要領の公表	令和6年6月4日(火)
2	現地視察の受付期限	令和6年6月12日(水) 午後5時まで
3	現地視察	令和6年6月19日(水) まで随時
4	実施要領に関する質問受付	令和6年6月20日(木) 午後5時まで
5	質問回答	令和6年6月21日(金) までに随時回答 回答は甲斐市ホームページに掲載
6	参加表明書等の提出期限	令和6年6月24日(月) 午後5時まで
7	技術提案書等の提出期限	令和6年7月1日(月) 正午まで
8	プレゼンテーション審査	令和6年7月4日(木)
9	プレゼンテーション結果通知	令和6年7月上旬を予定
10	基本協定の締結	令和6年7月下旬を予定

11	現地調査及び詳細協議	令和6年7月下旬～8月中旬を予定
12	本契約締結	令和6年9月上旬を予定

(2) 現地視察受付

ア 現地視察について

本業務を実施するにあたり、現地の設備状況をより把握していただくことを目的として、現地視察を開催する。

イ 申込

(ア) 受付日時

令和6年6月4日（火）から令和6年6月12日（水）午後5時まで

(イ) 申込方法

以下電子メールに下記（ウ）の内容を記載したものを送付

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(ウ) 申込内容

- ・参加希望の意思表示
- ・法人名及び視察対応に係る代表者氏名（個人の場合は代表者氏名のみ）
- ・参加人数
- ・連絡可能な電話番号、電子メールアドレス

ウ 現地視察日時

令和6年6月19日（水）まで随時

エ その他

日程、集合場所等の詳細については、市より申込者に連絡する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書（様式1）を使用し、件名を「令和6年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業に関する質問」として、令和6年6月20日（木）午後5時までに以下へ送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係（TEL055-267-6559）

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

ウ 回答

令和6年6月21日（金）までに随時市ホームページに掲載し、個別には回答

しない。

(4) 参加表明書等

ア 受付期間

令和6年6月24日(月)午後5時まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること。

様式2 参加表明書及び宣誓書

様式3-1 事業者の関連業務実績一覧

様式3-2 協力会社届出書(該当する場合)

様式3-3 共同企業体届出兼委任状(該当する場合)

任意様式 参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前1か月以内に発行されたものに限る)

(5) 技術提案書等

ア 受付期間

令和6年7月1日(月)正午まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

様式4 技術提案書提出届出書

任意様式 技術提案書(40ページ以内。なお、A4ファイルには両面印刷したうえで綴ること。)

任意様式 参考見積書

様式5-1 業務実施体制

様式 5-2 予定技術者の業務実績

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。また、技術提案書については、以下の事項を含めるものとする。

項 目		内 容
1	実施方針	・提案の基本方針・概要・事業期間・事業期間終了後の運用・設備の平時のシステム構成図・停電時の運用等、契約の全体像を記載すること。
2	導入設備	・施設ごとの想定導入機器及び仕様内容。 ・太陽光発電設備の場合は導入規模。
3	温室効果ガス排出削減量	・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。
4	スケジュール	・調整及び工事に必要な工程についてスケジュールを記述すること。
5	付加提案	・市の脱炭素先行地域づくり事業エリア内での再エネ電力消費を推進するために必要な取組等について、記述すること。
6	提案価格内訳	・本事業に係るリース料金及び費用内訳がわかるもの。 ・本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものである。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領を確認したうえで、交付対象経費及び本事業に充当される交付金額を記載すること。 ・リース料金は以下の事項に留意すること。 ① リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。 ② リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
7	事業シミュレーション	・事業期間中の各施設における想定導入機器ごとの電気代および電力使用量の具体的なシミュレーションを提示すること。
8	その他	・維持管理にかかる想定費用を記述すること。 ・保証期間と保証期間内に不具合が発生したときの対応を記述すること。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「令和6年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届（様式6）を以下へ送信すること。

送信先

甲斐市脱炭素社会推進課 事業推進係 (TEL055-267-6559)

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(6) 既存資料の提供

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を提供する。

(ア) (ウ) (エ) は電子データにより提供する。(イ) は閲覧可とする。

ア 資料名

(ア) 甲斐市が環境省より採択された脱炭素先行地域の計画提案書「“隼(甲斐)より始めよ” 人と資源の循環モデルゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」

(イ) 図面 (建築工事図面、電気工事図面、構造計算書)

(ウ) 電力データ (30 分デマンド値、直近の電気料金等請求書)

(エ) 甲斐市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託報告書 (令和 4 年度 (第 2 次補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)) 成果品

イ 閲覧場所

甲斐市役所内で市が指定する場所

ウ 閲覧期間

令和 6 年 6 月 4 日 (火) から令和 6 年 6 月 24 日 (月) 午後 5 時まで
(ただし土、日、祝日は除く)。

エ その他

(ア) 閲覧を希望する場合は、事前に市と日時等を協議すること。

(イ) 閲覧日時の協議については電話で構わない。

055-267-6559 (脱炭素社会推進課直通)

(ウ) 資料は、技術提案書作成以外の目的で使用しないこと。

(エ) 資料提供の条件として、上記「5 参加資格条件」を有するもの。

(オ) 閲覧当日は、社員証及び身分を証明するもの (免許証等) を持参すること。

(カ) 電子データの提供を希望する場合は、次のアドレスに連絡すること。

datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp (脱炭素社会推進課事業推進係)

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

7 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「令和 6 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された技術提案書等に記載された

提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

審査委員が技術提案書等について評価した点を合計したものを審査点（120 点満点）とし、各審査員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第 1 位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第 1 位の者を最優秀提案者、第 2 位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加者順位第 2 位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

参加者が 1 者のみだった場合については、本事業が脱炭素先行地域内の取組に係る事業計画に関連して、可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の 7 割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

（2）プレゼンテーション

ア 日時

（ア）実施日：令和 6 年 7 月 4 日（木）

（イ）場 所：甲斐市役所新館 2 階 防災対策室

（山梨県甲斐市篠原 2610 番地）

イ 実施方法

（ア）所要時間は 1 者あたり 50 分程度。（説明 30 分以内、質疑応答 20 分程度）

（イ）録音録画禁止。

（ウ）提出された技術提案書等以外の使用は認めない。ただし、技術提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

（エ）プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

（オ）プレゼンテーションの出席人数は最大 5 名まで。

（カ）各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。

（キ）プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。

（ク）参加者はほかの参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

（ケ）参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

（3）審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、応募者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び点数、また参加者数とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本実施要領に違反すると認められる場合
- オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

8 事業予定者との協議、基本協定の締結及び本契約の締結

(1) 事業予定者

最優秀提案者を事業予定者とし、市との協議により、技術提案内容を踏まえ、事業の詳細な内容を調整し、決定する。

(2) 基本協定の締結

事業予定者による現地調査及び詳細協議を定めた基本協定を、事業予定者と締結する。

(3) 契約締結

ア 選定された事業予定者による現地調査及び詳細協議を行い、市は、本事業に係る契約の見積書の徴取相手として契約交渉を行う。契約締結のための見積の金額は、提案時の金額から変更することも可能とする。ただし、変更となる根拠等を市へ提示することとし、公募時に市が示す上限価格を超えることはできない。また、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。

イ 市による補助事業の交付決定を受けた後、事業予定者と契約を行う。協議成立後、市と事業予定者との間で随意契約を締結する。なお、事業予定者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に応募資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに事業予定者とする。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は応募者に無断で本提案募集以外の目的

で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 仕様書

仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。仕様書は、事業予定者特定後、協議の上、技術提案内容等に応じて内容を変更できることとする。